

2目雑支出では、特定収入及び非課税売り上げに対する仕入れ分の消費税を費用化する額として、雑支出額に15万円、消費税納付見込み額の変更に伴い400万円を増額し、2項全体では415万円を増額補正いたすものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、支出につきましては、1款資本的支出、1項1目事務費に職員の給与改定に伴う人件費16万6,000円を増額補正いたすものでございます。以上、水道事業会計補正予算第2号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度長井市各会計補正予算案に関する総括質疑

○蒲生光男委員長 概要の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、ご指名いたします。

赤間泰広委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 議席番号10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 お問い合わせ申し上げます。

公明党の赤間泰広でございます。一般会計補正予算案第11号の総括質疑をさせていただきまことに感謝を申し上げます。

私の質問は、お手元に配付されておりますとおり、就学支援事業についてであります。このたびの質問は、市民の皆様にもこのインターネットを通じてさらにご理解と関係各位及び支援を受けたいと思っている方々に対して、さらなる周知と徹底を願って質問をさせていただきます。

す。よろしくお願い申し上げます。

また、本日は、市長にもご答弁をお願いしておりますが、就学支援事業は学校教育だけでなく、多岐にわたる問題でありますので、市長より担当課長に適宜ご指名いただきたくお願いいたします。

それでは、1件目です。初めの質問でございます。要保護児童就学援助費、準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学援助費について、確認の意味で、どのような事業なのか説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長、よろしくお願いいたします。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 要保護児童就学援助費、準要保護児童就学援助費につきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、就学に要する費用を援助するものでございます。

対象は、長井市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、支給要件を満たすものとなります。

要保護児童生徒就学援助は、生活保護を受けている者が対象で、準要保護児童生徒就学援助は、要保護に準ずる程度の生活困窮者が対象となります。

特別支援教育就学奨励費は、長井市内の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者のうち、支給を希望する者が対象で、保護者の経済的負担の軽減を目的としています。以上です。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

要保護は生活保護を受けられている方ということと、あと準要保護については、それに準ずるといようなことで回答をいただきました。それについてですが、準要保護と要保護、その2つ、特別支援就学援助費については、結構でございますが、要保護、準要保護、どのようなも

のに補助金が支給されるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 先ほどご説明申し上げておりますけれども、要保護児童生徒就学援助については、生活保護でございますが、準要保護児童生徒就学援助については、国の基準で生活保護基準というのがございます。それらの算出方法によって基準を満たした者に支給されるという制度になっております。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 私の聞き方がちょっとまずかったんだろうと思うんですけど、どういったものに対してなるのか教えていただければと思います。

例えば学用品であるとか、そういった何に使えるのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 児童生徒の学用品費、それから給食費、それから学年によりますけれども、体育をするためのスキーの購入費とか、それからさらには修学旅行費等々が支給されることになっております。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 今、おっしゃったのは、準要保護のほうで支給されるということですか。それとも、生活保護でありますから、医療費なんかはかからないわけなんでしょうけれども、もう少し詳しく教えていただければなと思います。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 まずは、要保護のほうである生活保護を受けていらっしゃる家庭については、そちらのほうから決められたお金が支給されておりますので、私が申し上げたのは、準要保護児童生徒家庭というふうにご理解いただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 わかりました。

それでは、大体そのようなことだということで、大体は私も勉強してまいったんですけども、皆さんにわかっていたくためにも今回ちょっと質問をさせていただきました。いや、これはインターネットを見てますんで。

それで、2番目ですが、過去5年間の小・中学校の受給者数をお聞きしたいと思います。

学校教育課長、お願いします。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 過去5年間の小・中学校の受給者数についてですが、まず初めに、小学校の受給者数を申し上げます。

平成23年度は、要保護が3名、準要保護が66名、特別支援教育が10名でございます。続いて、平成24年度は、要保護が5名、準要保護が79名、特別支援教育が13名。25年度は、要保護が3名、準要保護が122名、特別支援教育が16名です。26年度は、要保護が2名、準要保護が125名、特別支援教育が15名。そして、27年度は、現在のところでございますが、要保護6名、準要保護112名、特別支援教育が15名でございます。

次に、中学校の受給者数を申し上げます。

平成23年度は、要保護が3名、準要保護が53名、特別支援教育が8名。24年度は、要保護が4名、準要保護が53名、特別支援教育が5名。続いて、25年度は、要保護が3名、準要保護が62名、特別支援教育が8名。26年度は、要保護が2名、準要保護が77名、特別支援教育が3名で、平成27年度は、現在のところ、要保護が4名、準要保護が72名、特別支援教育が3名でございます。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 細々のご説明いただきましてありがとうございます。

一般的に、ずっと見てますと、だんだんとふえてるということでございます。これ、私もこ

の間、学校教育課長に頂戴した資料がそのとおりでございますので、これ、単純に、例えば27年度、これは長井小学校の例なんですけれども、総支給額として543万9,048円で、65名の方が対象になっておまして、これ、単純に割り算しますと8万3,000円何がしで、そのようなことで、26年に関しては7万2,640円というふうになっておりますけれども、この開きっていうのは、どういうふうなものなのか、ご説明願いたいと思います。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 これも先ほど説明申し上げましたけども、学年によって支給される額、例えば修学旅行費とか、先ほど体育実技のための、例えばスキーの購入費と申し上げましたけれども、それは学年によってばらつき、人数にばらつきがございますので、そういったためにそういった金額の多少の差が生じたものでございます。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 わかりました。そのようでございます。本当にありがとうございます。

続きまして、3番目、教育長にお尋ねしたいんですが、3月のこのたびの補正予算で233万3,000円の減額予算を組んでおられますが、昨今の経済状況を考えるとき、多少物すごく違和感を感じるわけでありまして。教育長としてどのように認識されているか、ご所見をお願いします。

○蒲生光男委員長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 経済状況を考えるとき、違和感ということでございましたが、これについては、不用額の見込みがあつて減額補正をいたすものでございまして、当初予算を減額するということではございませんので、ご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

なお、当初予算とこういった補正が出てくる理由については、学校教育課長のほうから申し述べさせていただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 前年度にこの予算を計上するためにいろいろ算出するわけでございますけれども、これまで支給した就学援助費の実績やら、それから児童生徒数の推移を鑑みて予算を立てるわけですが、平成27年度予算では特に新1年生について、想定した支給対象となる児童数よりも実際に支給した数が少なかった結果であります。ほかの学年は、持ち上がりなので、ある程度算出しやすい面があるんですけども、新しく就学する新入生は、その年その年変動がございまして、対象となる児童数が読みにくいという部分がございます。新1年生につきましては、1人当たりおよそ年間10万円ほどの支給になりますけれども、10数名ほどのずれがあったこと、また、ほかの学年でもそれぞれの人数のずれが若干ありました。

さらに、特別支援教育のほうは、実際の在籍者数から算出していますけれども、経済的に困りでないとの理由から、申請をされない方がおり、実際の申請者数が約半数となっており、このような結果となりました。

なお、支給する金額に不足が生じては困りますので、予算算出の際は、人数をやや多く想定し、予算を計上しているところであります。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 順当な回答で満足しておるんですけども、これは先生方は本当に一生懸命頑張っているということを私も理解しております。まず、学校では問題なく対応していただいていると思っておりますが、声に出せない人もいるものと思われまして。残念ながら、私個人的には、周知が徹底されておらないか、見過ごされておられるのか、利用されていらっしゃるご家庭も見受けられるところでございます。

といいますのは、私への市民相談の中でも、これまで何件かありまして、そのたびさまざま

な援助制度をご紹介してまいったところがございます。やはり地域の人よりも、毎日子供たちに接しておられる先生が、やっぱり頼りになると私は考えております。

ちょっと、ご紹介させていただきたいんですが、これは朝日新聞デジタル版ということで、私、毎日拝見しているところなんですけれども、この記事にあったものを若干紹介をさせていただきます。これはあくまでもここでの話でございますので、長井市がこうだということではございませんので、ちょっと読み上げさせていただきますので、聞いていただきたいと思います。これ、特集、子供と貧困ということでございます。

「埋もれた貧困の声、つなごう、泣く母を学校、地域で支援」というような題名でございます。

これは、先生のお話です。「くすんだ服、お風呂入ってる。貧困のSOSを拾う教諭、関西のある公立中学校の女性教諭、55歳は、毎朝校門に立ち、登校の生徒を迎える。声をかけながら、視線は絶え間なく動く。表情、身なりに変わったことはないか、すれ違う際にはおいを確かめる」。そしてまた別のあれなんです、「子供の貧困は見えにくい。しかし、五感を研ぎ澄ませば、SOSをキャッチできる。この女性教諭の心情だ。全校生徒の半数近くがドリルや給食、終学旅行などの就学援助を受けている」。そして、別なんです、「学校は、親から子への貧困の連鎖を断ち切る最後のとりでだと思う。彼ら、彼女たちを見守り、しゃべり続けようこの職について間もなく20年になる」。これは、石原さんという方の投稿なんです、そんなことで、もちろん、長井市ではそんなことはないとは私は理解しておりますけれども、もし、そういう何か、少しでも変わったことなどがあつたら、ぜひ、五感を研ぎ澄ませて、子供たちを救っていただきたいなというふうなこと

で私は申し上げたところがございます。これはあくまでも長井市のことではないということをおし添えておきます。

それでは次に、4番目でございます。それぞれの、この準要保護に関してのほうがいいかと思うんですけれども、それぞれの募集時期はいつか。そして、いつから支給開始かお尋ねしたいと思います。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 まず、準要保護の就学援助費ですが、毎年1月、あるいは2月中に保護者全員に案内文を配布し、周知しているところでございます。

特に、新入生につきましては、新しく学校に入られるという方もいらっしゃいますので、文書配布のみならず、各学校で行われる1日入学のときに、丁寧に説明させていただいております。また、PTA総会の折にも、説明をさせていただいております。

年度当初の認定分については、一定の締め切り日を設けますが、申請についてはいつでも可能となっております。支給につきましては、原則、7月、12月、2月と年3回に分けて支給をさせていただいております。

特別支援教育の援助費につきましては、特別支援学級の在籍のお子さんが対象となりますので、在籍が確定した毎年4月に該当となる保護者の皆さんに周知して、6月から申請を受け付けており、10月、2月、年2回に分けての支給になります。

なお、議員さんからは、なかなかこう、周知がなっていないのではないかとということもございましたが、私どもとしては、そういった文書配布のみならず、いろんな場でお話をさせていただくよう努力しているところがございますし、ぜひ、ご相談を受けた場合には、教育委員会並びに関係窓口がございますので、ぜひ相談に行ってくださいと声をかけていただけますと、大

変助かります。以上です。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

ここで、今、新入生に関しては1月に配布、それにいろんな場面でそういったことがありますよと言ってるってということで、それは大変結構でありがたいことだなというふうに思っております。

ただ、1つ、私がここで申し上げたいのは、例えば、7月、10月、2月の3回に分けて支給されるということで、新入生に関しては、もっと早くだと思うんですけども、新年度に変わって一番お金の要る4月に、お金が、なんて言うんですか、もらえないというのは、大変私としては憤慨しているというか、もう少し早く、ぜひ支給できるようなことにならないものかなというふうに思うところでございます。この辺のことは、私もほかの市町、これは日本全国、いろんな市町あるわけなんですけれども、そういったところで拝見しますと、4月から支給しているというところもありますので、ぜひ、この辺は市長にもご検討いただいて、4月から必要なときに必要なお金がいただけるのであれば、やっぱりこれこそ本当に生きた福祉だなというふうに、私は考えますけれども、その辺のことは、まずは学校教育課長、どのようにお考えですか。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 赤間議員がおっしゃられたように、やはりお困りの方については、いち早くお金を支給したいというのはもちろんでございます。

ただし、先ほどの制度をご説明させていただいたとおり、やはり、例えば入学していないお子さんについては、入学はやっぱり確認できないとそういった支給も確実なものになりません。それから、その後のさまざまな審査もございまして、やはり急いでもこういった月になって

しまうと。ただ、少しでも早くお届けするという努力については、今後、検討する余地があるのではないかと考えております。以上です。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 市長にも同じことを、例えば4月、課長が言ったのは、確認ができていないからだめだということ、そのとおりだと思うんですけども、それは言ってしまうとそのとおりなんだけども、例えば必要なもの、学生服だったら、まず3月ぐらいとか、4月から使うのであれば、注文は3月中にして、4月から着るということになりますので、そうであれば、もう学生服とか買うとかであれば、もう当然、3月中にもらえる、もらったほうがいいか、4月から使えるということであれば、ぜひ、このある程度リスクって言ったら大変失礼なんですけれども、そういう4月に給付なんていうのは、可能なんでしょうか。

市長、どうお考えでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 学校教育課長がおっしゃったように、制度的には、やっぱり申請をしていただいて、その後に支給させてもらうということですから、申請をしないのに支給するというのは難しいと。

したがって、私は、例えば市のほうでそういった1次貸し付けみたいな形でそういう該当しそうな方で、もし困っている場合ということでの貸し付けの制度など、どうだという話をしたのですが、現在、社会福祉協議会のほうでやるんだそうです。たすけあい資金ということで、5万円まで、即日にお貸しできるということですから、保証人とか何も要らないということですから、そういったところのPRをしたらいかかかなと。

やはり、支援していただけるお金が年間10万円ぐらいとかだとすれば、このたすけあい資金なども活用いただければ大丈夫なんじゃないかなというふうに思いますので、そういったとこ

ろのPRを指示したところでございます。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

そういったことも、やっぱり知らない方はたくさんおられるということで、今、社会福祉協議会からもお金は借りられるということでございます。借りるとなると、いろんな面倒くさい手続等はもちろんあると思うんですけども、できるだけ簡素に限られると。

私が行けばすぐ借りられるような感じなんですか。

即日ということを強調されておりましたので、ありがたいことなんだというふうに思っております。

それで、そうしたら、5番目になりますが、所得制限や受給要件基準など、ある程度見ればためらっている方なんかも、何か、借りやすいとか、申請しやすいと思うんですけども、そういった基準に関してはどのようにしているか、学校教育課長、お願いいたします。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 本制度が適用になるご家庭につきましては、本長井市の場合、まず、保護者が市民税非課税または減免、個人事業税、固定資産税の減免、国民年金保険料の減免、それから国民健康保険料の免除、児童扶養手当の受給、生活福祉資金の貸し付けがある場合は、即受給対象となります。

ただ、今申し上げた場合に該当しないときでも、その世帯の家庭の人数、家族数ですね、とか、年齢構成等から生活保護基準、これは先ほど申し上げましたけども、国の定めた生活保護基準の数値を算出して、世帯全員の収入が生活保護基準の1.2倍以下のときに受給対象者となっております。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 大変難しいんですけども、もちろん、市民税とかそういった税金が免

除になっているというのはわかるわけですが、例えば母子家庭の方で、子供を1人で、お母さんが1人で、大体目安として何ぼぐらいとかっていうのはわかりますか。それは、こちらに聞いたほうがいいのか。

課長がもしおわかりでなければ、市長、どなたかご指名いただければ。

いや、生活保護以外で、例えばお母さんと子供が、お母さんは真面目に、もちろん働いていて、それ、どのぐらいの目安があるかっていうことをちょっとお聞きしたいんですけど。

○蒲生光男委員長 質問の意味おわかりですか。

もう1回質問してください。ちょっとわかりにくいので。

○10番 赤間泰広委員 市民税とかそういったもろもろの税が免除されているっていうのは、まず、私わかりますけれども、そのぎりぎりのところって、課長もおっしゃったんですけども、例えば、お母さんと子供さん、またはお父さんとお母さんと子供さん、3人いて、2人、3人、4人とか、5人いれば、子供が2人いるとかっていうことで、そのある程度の目安っていうんですか、所得の目安を、それ以下であれば大体大丈夫だっていうようなことがわかれば、教えていただきたいんですが。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 赤間委員がおっしゃっているのは、準要保護児童就学の対象のご家庭のお話だと思うんですが、今、学校教育課長が申し上げたのは、生活保護世帯の1.2倍ぐらい以内が該当だというお話だったと思うんです。

ですから、生活保護の基準がまず基準になるんですよ。先ほどお話あったように、生活保護世帯は、要保護児童就学援助ということで、これは、もう無条件で、長井市の場合は支援しますと。それに生活保護を受けてない方でも、生活が困窮されているという方については、相談に乗って要求を満たせばそういう支援をさせて

いただきますと。その場合の基準が申し上げましたように、私どもの場合は、1.2倍以内なんだそうです。ほかの市町村の大部分、県内、1.1以内だそうです。ですから、私どもは、基準、ちょっと高くして、できるだけ多くの人が受けられるようにということなんです。

なお、今、ひとり親というお話がありましたけれども、ひとり親家庭の場合ですと、児童扶養手当も、もちろん併用でできるわけなんですけども、そういった児童手当とあと障害児の養育支援、または特別児童扶養手当、これ、全部併用できるということですので、やっぱり基本が生活保護の基準になるのかなというふうに思います。

生活保護の場合は、これはちょっと複雑なものですから、収入が幾らどうのこうのという基準ではないと思いますが。福祉あんしん課長のほうから答弁いたさせますか。

よろしいんですか。ちょっと聞いて。おっしゃっている質問の趣旨がよくわからないんですが、多分、いわゆる準要保護児童というのは、先ほどから申し上げているように、生活、いわゆる支援といいますかね、それが基準ですので、生活保護の基準について、ちょっと、じゃあ、答弁いたさせます。一般的なところで。

○蒲生光男委員長 佐藤 隆福祉あんしん課長。

○佐藤 隆福祉あんしん課長 お答え申し上げます。

詳細な数字が手元にございませんので、お答えできませんが、生活保護の基準と申しますのは、まず、1人当たり年齢によって大体決まっております。それで、父母の場合ですと、1人大体3万2,500円前後でございます。それから、児童であれば、小学生であれば2万2,000円ちょっとというようなことになりますので、それにあと住宅費というようなところで基準がございます。そういったものを足した形で出すというふうなことになりますので、基準としてはそ

ういった形でつくり込まれるというふうになります。

ただし、そのほかに障がい等がある場合は、加算がふえていきます。母子家庭になれば、母子加算が入りますから、一概に母子3人世帯であれば幾らというのは、なかなか数字としては出しにくいところでございます。以上でございます。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

私の説明が悪くて、大変困惑させてしまったこと申しわけございませんでした。

私、市長がおっしゃったとおり、そのとおりなんですけど、ある程度目安があれば、私もできるのかなというような、保護者もいらっしゃいますので、ある程度の目安をお聞きしたいということでしたんですが、大体、生活保護よりも1.2倍に長井はしているんだということでしたので、納得いたしました。

6番目、私、児童扶養手当との併給受給はできるのかということをお聞きしたくて、ここにも書いておったんですが、市長が先にできますというようなことで、ご回答いただきましたので、便利であれば、一問一答でなくて、初めにだだっという、淡々と答えていただくのが一番いいのかなと私は思うんですけども、一問一答ということでございますので、そのように質問させていただいたところでございます。

そうしますと、最後ですが、やっぱり市長にお尋ねしたいんですが、今後、長井市独自の新事業を展開してはどうかというようなことでございます。今、おっしゃったとおり、1.2倍というようなこともあるんですけど、私としては、やはり、声を出せないというような方もいる、聞きたかったのかもしれないんですけども、そういった人もいらっしゃるわけです。そういったとき、誰でも気軽に利用できる環境が必要、

あとやっぱり人に頼って生きるというのは、ある程度人間として尊厳というんですか、恥ずかしいというようなこともあると思うんで、なかなか手を挙げたり、声を出すというのも難しいのかなというふうに思うところでございます。

やっぱり、この支援事業というのは、ある程度私から考えれば、奨学金のような性格であるんだから、みんな誰でも手を挙げてくださいというような気軽に利用できるような、そういう、なんて言うんですか、制度であればいいなというふうに思っているところでございます。

ぜひ、市長のご見解ですか、これで最後にしたいと思いますので、力強い決意とリーダーシップをこの長井市民にアピールしていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 赤間委員、おっしゃるように、やはり、全国で子育て世帯の貧困といいますか、これは若い青年層の給与が低くて、しかも非正規化が進んでいるということから、結婚するにもなかなか大変だと、あと結婚されて子供を生んで育てるときも、非常に昔と違って給与が上がらない中で、なかなか苦労が多いというところは、私も赤間委員と全く同じ見解で、これは、やはり、まずは国がしっかりとした子育てのための制度設計をすべきだと。やはり、長井市、私ども市町村は、いろんな形で国でやってない独自の施策をしているわけですね。例えば、医療の無料化などもそうです。今は、お金に余裕がある町や村では、高校生まで無料なんかされているようですけども、それは特別な財源があるからできるわけですね。でも、私どもは、そういう財源は国から優遇されておりませんので、そういった中で、例えば学校給食についても、以前、赤間委員からもご提言いただきましたけども、いまだかつて、1,800ある市町村のうち、1つか2つくらいしかやってないというのは、

やっぱりそれはかなり難しいということなんですよね。

しかし、私どもとしては、長井市はもう1割値上げの部分をしているわけですから、そのお金などについても、やっぱりほかではしてないと。この支援については、基本的には、児童手当もそうなんですけども、もっと基準を見直して、1人目多くて、2人目、3人目からどんどん少なくなっていく、逆に上がるべきなはずなんですよね、特殊合計出生率を上げるのを目指すとしたら。

したがって、同じように、小中の支援について、もっと手厚く、やっぱり手当を出してやるべきだと。なおかつ、就学時前の費用も、本当にお金がかかりますので、幼稚園、保育園、そういったところも無料化等々、これ、やっぱり国の政策としてやってほしいというふうに思います。

ただ、実際に、赤間委員がおっしゃるような困っておられる方も当然いらっしゃると思います。そこの部分で、長井市独自の手当というのは、なかなかすぐにはできませんが、私どもがしたいのは、やはり、毎年、この間、去年もですね、保育料の負担を軽減したわけですけども、それと同じように、中学3年までは、長井市独自で毎月5,000円とか1万円の手当なんてのは、ととてもとても無理なんですけども、そこまできなくても、何らかの形で子育てしやすい、安心して教育を受けられるような、そういった経済的支援をしなきゃいけないというのは、赤間委員と同じでございますので、今後、どういうふうにしていったらいいか、ぜひ、いろいろご提言をいただきたいと思います。ちょっと長くなりまして、申しわけありませんが、今後ともご指導お願いいたします。

○蒲生光男委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

これで、私の質問を終わりたいと思います。
本当にありがとうございました。

○蒲生光男委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから、各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第28号 平成27年度長井市 一般会計補正予算第11号について の質疑

○蒲生光男委員長 まず、議案第28号 平成27年度長井市一般会計補正予算第11号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第29号 平成27年度長井市 国民健康保険特別会計補正予算第3 号についての質疑

○蒲生光男委員長 次に、議案第29号 平成27年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第30号 平成27年度長井市 公共下水道事業特別会計補正予算第

3号についての質疑

○蒲生光男委員長 次に、議案第30号 平成27年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第31号 平成27年度長井市 農業集落排水事業特別会計補正予算 第3号についての質疑

○蒲生光男委員長 次に、議案第31号 平成27年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第32号 平成27年度長井市 訪問看護事業特別会計補正予算第1 号についての質疑

○蒲生光男委員長 次に、議案第32号 平成27年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第33号 平成27年度長井市